

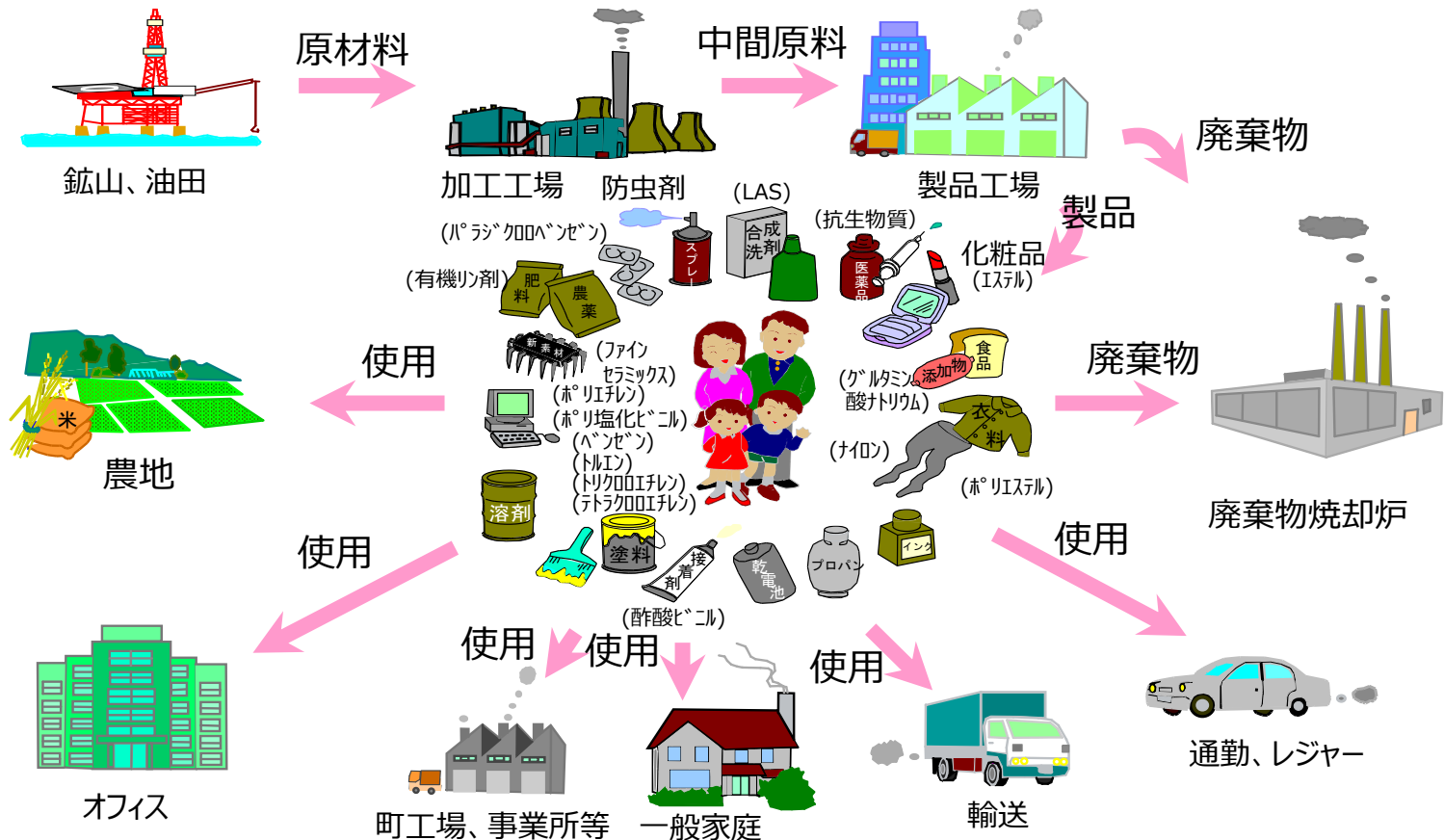
化管法PRTR届出について (適切な届出に向けた基礎知識)

2025年1月
産業保安・安全グループ^o
化学物質リスク評価室

はじめに

- 化学物質は現代の生活に不可欠な素材だが、有害な物質も存在。
- 国は、化学物質の適正な管理に向け様々な取り組みを推進。事業者による自主的管理については、化管法のPRTR制度等で改善を促進。
- 本資料は、化管法のPRTR制度のうちPRTR届出について説明するもの。

現代の生活に欠かせない化学物質



1. PRTR届出とは

化管法のPRTR届出とは

- 化管法のPRTR届出とは、化管法で定めるPRTR対象物質を取り扱う事業者が、その排出量・移動量を把握し、国に届け出ること ※事業所毎に届出
- PRTR届出は、化管法で定められた事業者の義務
- PRTR対象物質の届け出期間は毎年4月1日～6月30日
※ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日まで

<用語の意味>

- **化管法**：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- **PRTR**：化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）の略称
- **PRTR対象物質**：PRTR制度の対象物質（化管法で指定）
- **排出量**：事業活動に伴い大気等の環境中に排出される量
- **移動量**：事業活動に伴い発生する廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量

化管法の概要

- 事業者による化学物質の自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。(法第1条)
- 事業者は国が定める化学物質管理指針※に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。(法第4条)

※指定化学物質等取扱い事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

PRTR対象物質

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）が対象。

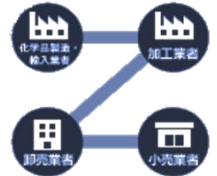
※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）が対象（計 649物質）。

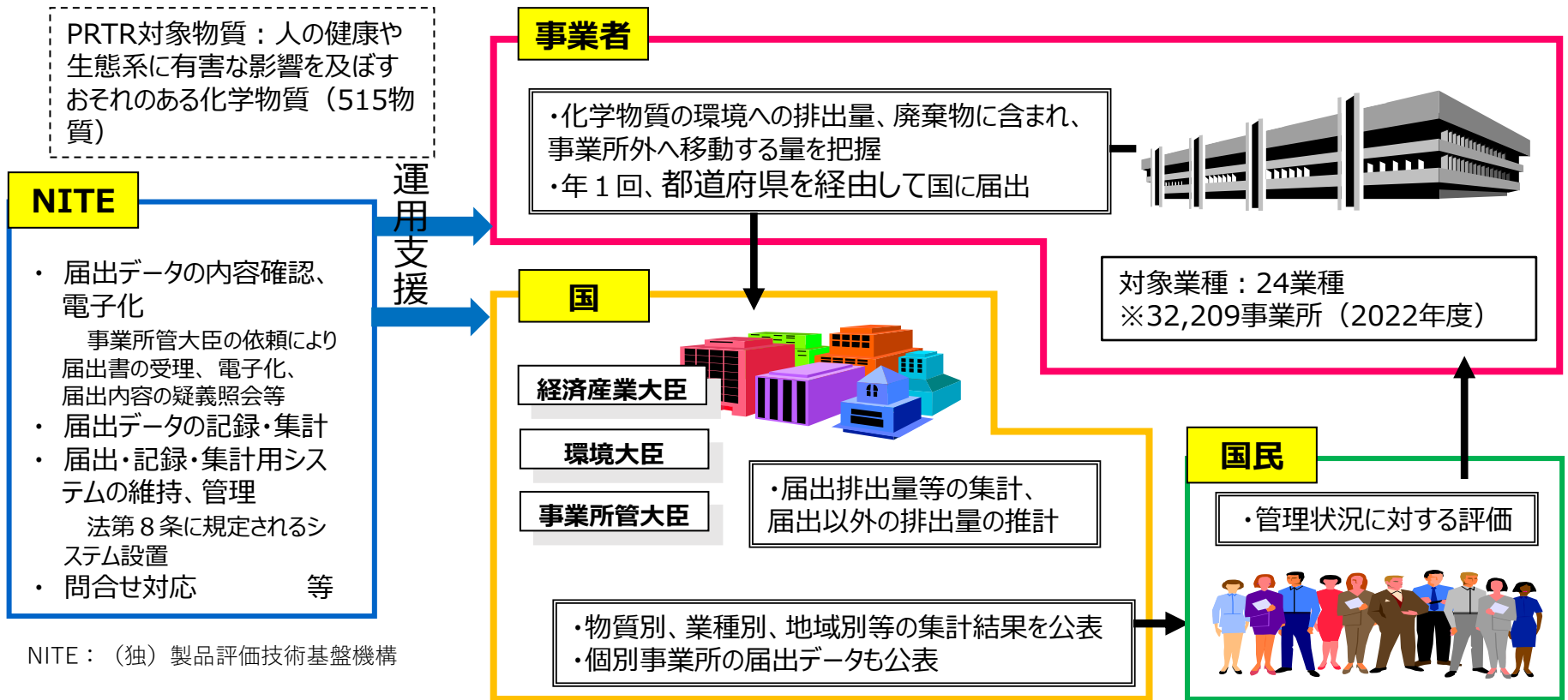
※令和5年4月改正政令施行により対象化学物質が562物質（第一種：462物質、第二種：100物質）から変更。

<対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質又は指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者へ譲渡・提供する事業者が対象。

PRTR制度の仕組み

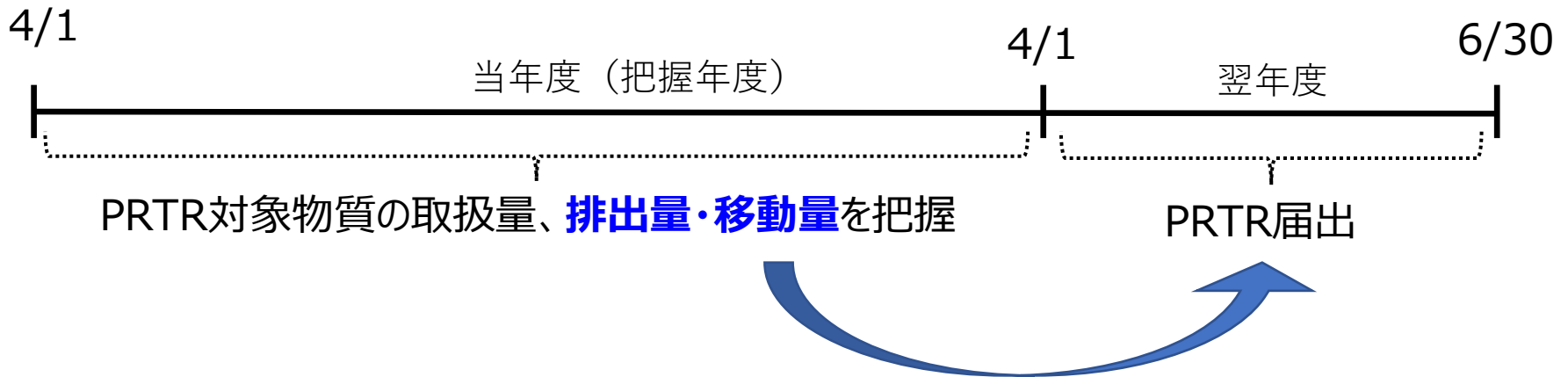
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出。
- 国は届け出されたデータを集計し公表（個別事業所のデータも公表）。
- 届出以外の排出量については国が推計し、届出データと併せて公表。



NITE：（独）製品評価技術基盤機構

PRTR届出の年間スケジュール

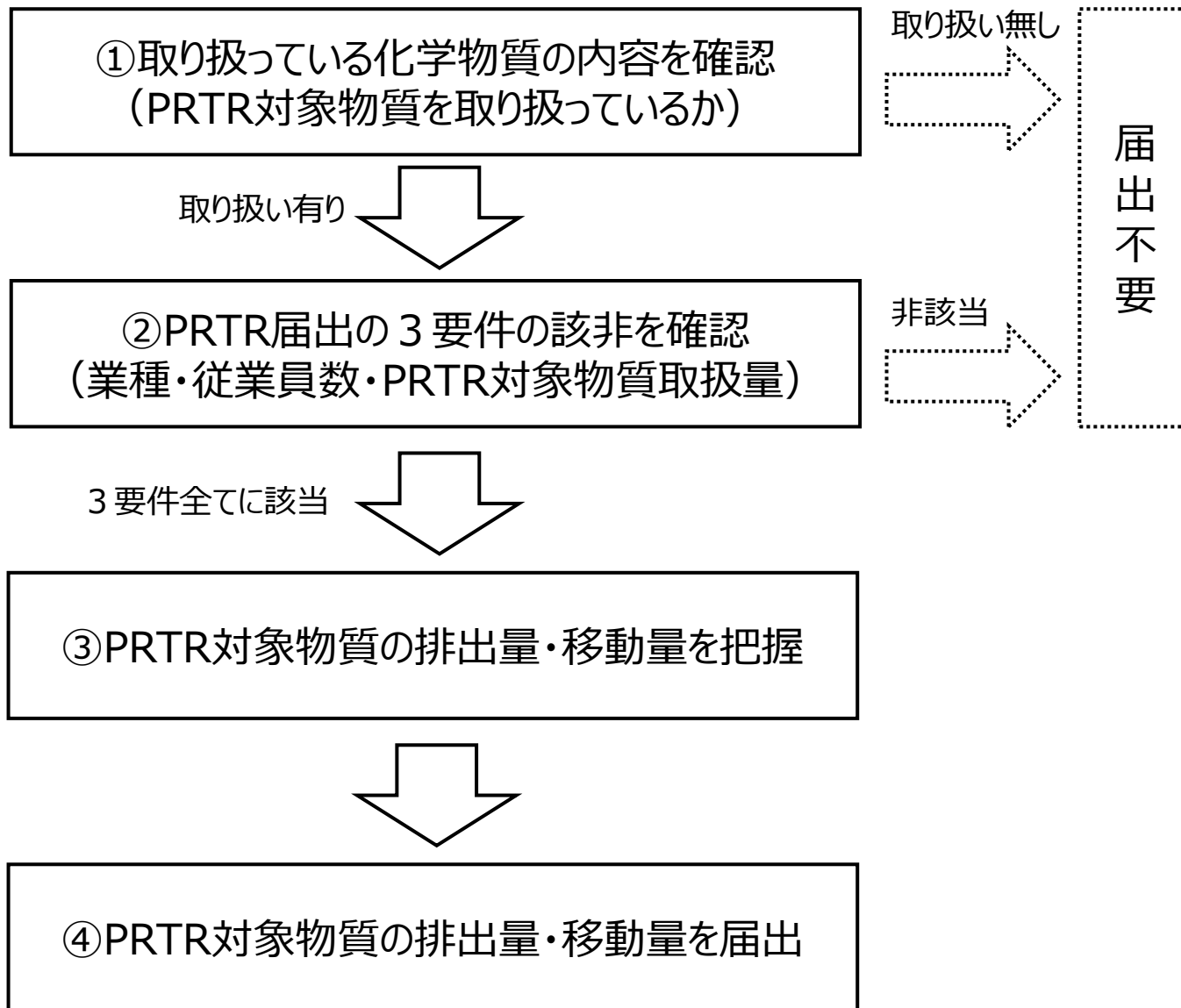
- 毎年4/1～3/31までのPRTR対象物質排出量・移動量を把握。
- 把握したPRTR対象物質の排出量・移動量を翌年度の4/1～6/30までに届出。
(提出方法は、電子、書面、磁気のいずれか)



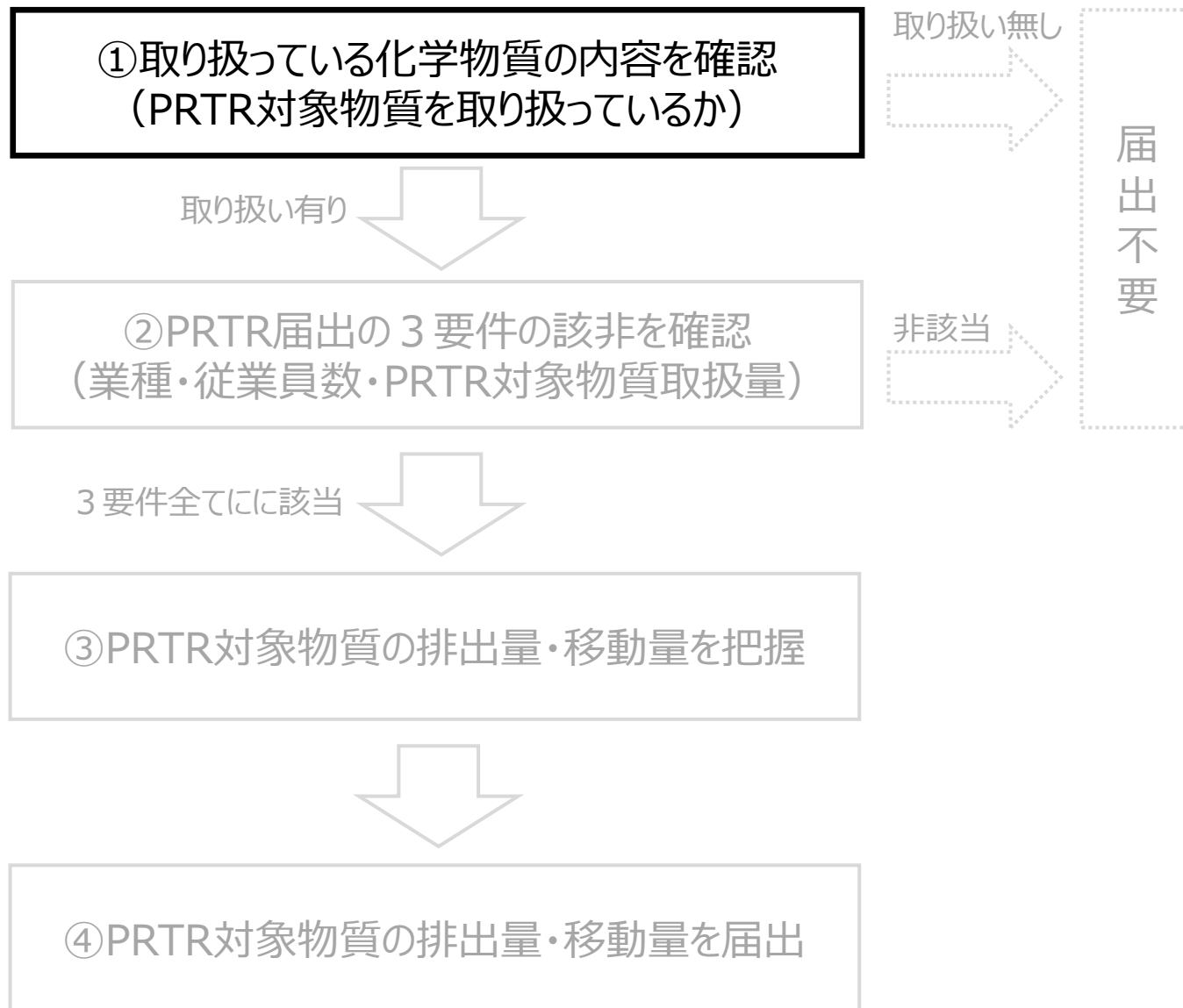
PRTR届出は、必ず期限内に行ってください

2. PRTR届出への対応

PRTR届出に向けた手順



PRTR届出に向けた手順①（取り扱い物質の確認）



PRTR対象物質とは

- PRTR対象物質（第一種指定化学物質）とは、人や動植物への有害性及びばく露の可能性を踏まえて指定された物質。
- トルエンやキシレン等、515物質が指定されている。
- PRTR対象物質のうち、ベンゼン等の高い有害性が認められる23物質は、特定第一種指定化学物質としてPRTR対象物質取扱量の要件が厳しくなっている。



一般的に使われている物質名称と政令で指定されているPRTR対象物質名称が異なる場合があります。取り扱っている物質がPRTR対象物質に該当していないか、PRTR対象物質が含まれていないか、必ず確認してください。

<PRTR対象物質のリスト>

下記URLからダウンロードできます

- 日本語版：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf
- （参考）英語版：https://www.nite.go.jp/en/chem/chrip/chrip_search/intSrhSpclst?e_trans=&slScNm=RJ_02_002

PRTR対象物質確認方法-1

- 取り扱っている化学物質がPRTR対象物質であるかの確認は、NITE-CHRIPが便利。
- 化学物質、法規制、どちらからでも調べる事が可能。

(NITE-CHRIP掲載URL (NITEホームページ))

https://www.nite.go.jp/chem/chrip/chrip_search/systemTop

nite National Institute of Technology and Evaluation
独立行政法人 製品評価技術基盤機構

文字サイズ変更 標準 大 最大

NITE-CHRIP

NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE Chemical Risk Information Platform)

☰ NITEトップ > 化学物質管理分野 > NITE 化学物質総合情報提供システム (NITE-CHRIP)

FAQ (よくあるご質問) | 更新履歴 | English |

NITE-CHRIP (ナイトクリップ) では国内外における
化学物質の法規制・有害性情報等を提供しています

検索メニュー

>>>使い方

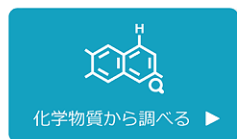
☰ お知らせ

- ☰ 2023/06/06 [NITE-CHRIPを更新しました。](#)
- ☰ 2021/03/09 [FAQページ](#)をリニューアルし、[マニュアルのページ](#)の内容を充実しました。
- ☰ 更新情報はメールマガジン【NITEケミマガ】で配信しています。[登録はこちら。](#)
- ☰ [ご質問・内容訂正・追加収録リクエストなどのお問い合わせはこちら。](#)
- ☰ [マニュアルはこちら。](#) トップページの下からご覧頂けます。

☰ 検索メニュー

ただいま 504 ユーザが当サイトを利用しています。

化学物質名称や
CAS登録番号等から
調べる場合はこちら
をクリック



化学物質の番号、名称、分子式、構造式から、目的の物質の総合情報 (一般情報・有害性情報・法規制情報等) を検索することができます。

検索キーワードには以下のようなものがあります。

- ・物質名称
- ・CAS登録番号



国内外法規制や各機関の有害性評価リストから、対象物質・評価物質を検索することができます。更に各法規制等の概要や関連リンク (法対応申請サイトなど) を確認することができます。

検索リストには以下のようなものがあります。

- ・国内法規制情報
- ・外国法規制情報

法律名等から調べる
場合はこちらをクリック

NITE-CHRIPでは、
・第一種指定化学物質
・特定第一種指定化学物質
・第二種指定化学物質
全てを調べることが可能。

< NITE-CHRIPの画面 >

化学物質から調べるをクリックすると・・・

CAS登録番号（CASRN）、化学物質名称等を入力することで検索が可能。

法規制等から調べるをクリックすると・・・

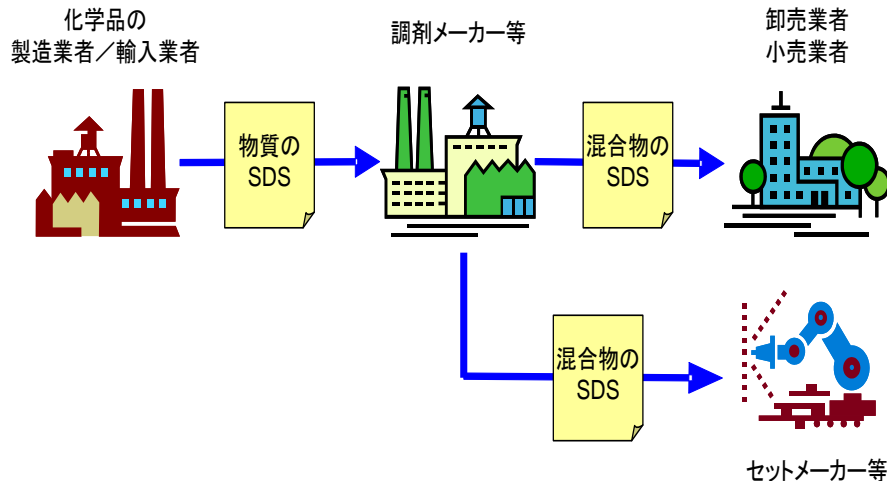
法規制情報毎に検索可能。
改正前、改正後の物質も確認可能。

国内法規制情報	関係省庁等
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	経産省、厚労省、環境省
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）	経産省、環境省
労働安全衛生法（安衛法）	厚労省
毒物及び劇物取締法	厚労省
化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）	経産省
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	経産省
大気汚染防止法	環境省

PRTR対象物質確認方法-2

- 原材料等を他の事業者から調達している場合は、調達先から提供されるSDS（安全データシート（**S**afety **D**ata **S**heet）：化学品の安全な取り扱いを確保するために、化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書）でPRTR対象物質の該非や含有率を確認することが可能。
- 化管法では、PRTR対象物質（第一種指定化学物質、特定第一種指定化学物質）及び第二種指定化学物質、これらを含む製品を事業者間で取引する際にSDSの提供が義務づけられている。

<SDSの提供フロー>



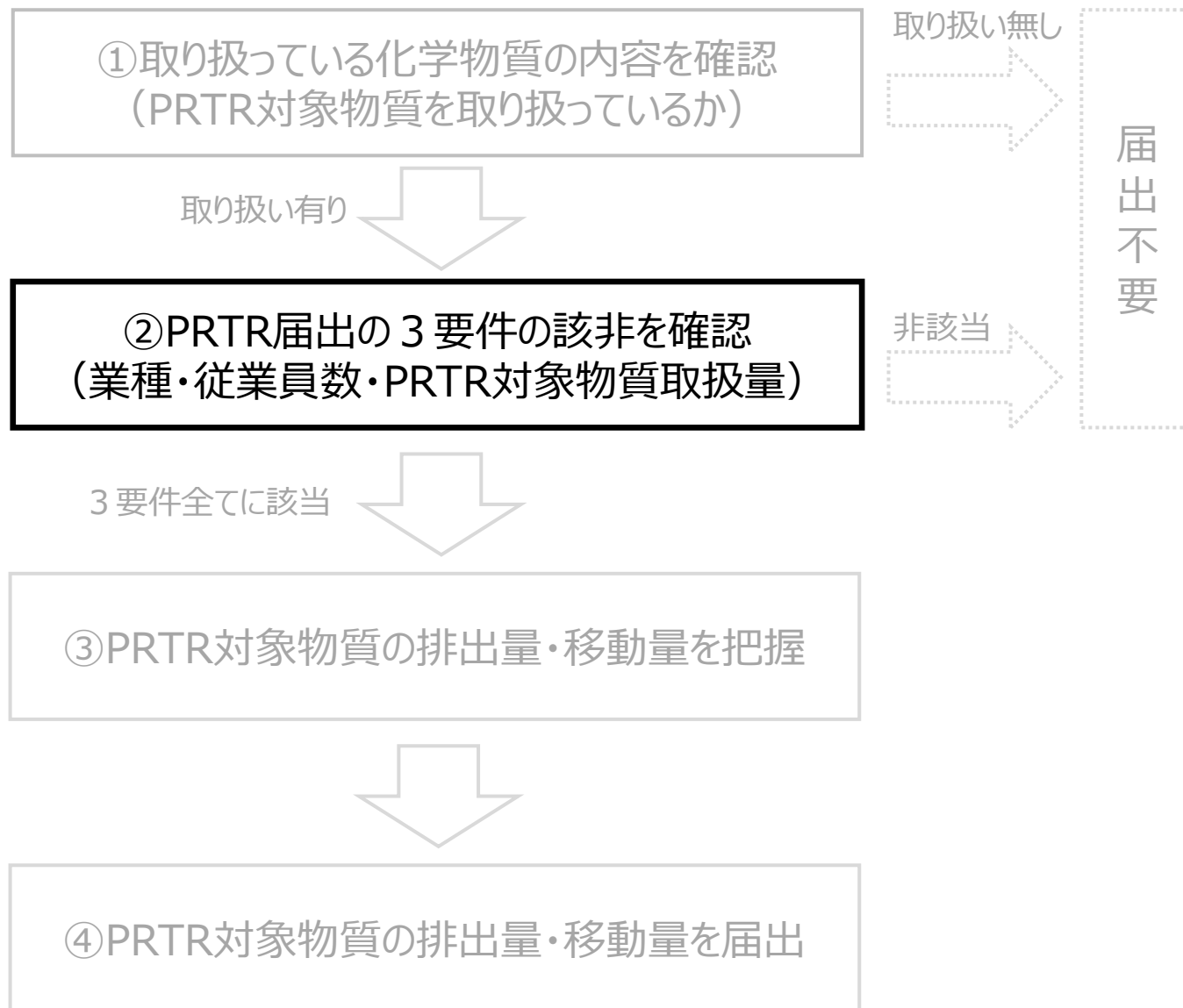
<SDSの記載項目>

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 化学品及び会社情報 | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約 | 10. 安定性及び反応性 |
| 3. 組成及び成分情報 | 11. 有害性情報 |
| 4. 応急措置 | 12. 環境影響情報 |
| 5. 火災時の措置 | 13. 廃棄上の注意 |
| 6. 漏出時の措置 | 14. 輸送上の注意 |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令 |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報 |



**化管法第二種指定化学物質は、SDSの提供のみの物質です。
（PRTR届出の対象物質ではありません。）**

PRTR届出に向けた手順②（届出要件の該非確認）



PRTR届出の要件

- PRTR対象物質を取り扱う事業者が次の3要件を全て満たす場合、PRTR届出が必要
 - ①業種：化管法で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる
 - ②従業員数：常時使用する従業員の数が21人以上
 - ③PRTR対象物質の年間取扱量等：
いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の事業所を有する、又は他法令で定める特定の施設（特別要件施設）を設置している



要件①と②は**事業者**単位（会社や組合等）で判断。
要件③は**事業所**単位（工場や営業所等）で判断。

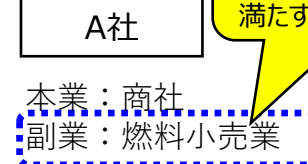
PRTR届出要件① (業種)

- 化学工業等、下表の24業種が対象
- 兼業している業種が1つでも該当すれば対象

1	金属鉱業	4	電気業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	
3	製造業	6	熱供給業	22	医療業	
	a	食料品製造業	7	下水道業	23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	b	飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業		
	c	繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)	24	自然科学研究所
	d	衣服・その他の繊維製品製造業				
	e	木材・木製品製造業				
	f	家具・装備品製造業	10	石油卸売業	11	(自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)
	g	パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業		
	h	出版・印刷・同関連産業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)		
	i	化学工業				
	j	石油製品・石炭製品製造業				
	k	プラスチック製品製造業	13	燃料小売業		
	l	ゴム製品製造業				
	m	なめし革・同製品・毛皮製造業				
	n	窯業・土石製品製造業	14	洗濯業		
	o	鉄鋼業				
	p	非鉄金属製造業				
	q	金属製品製造業	15	写真業		
	r	一般機械器具製造業				
s	電気機械器具製造業					
t	輸送用機械器具製造業	16	自動車整備業			
u	精密機械器具製造業					
v	武器製造業					
w	その他の製造業	17	機械修理業			
				18	商品検査業	
		19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)			

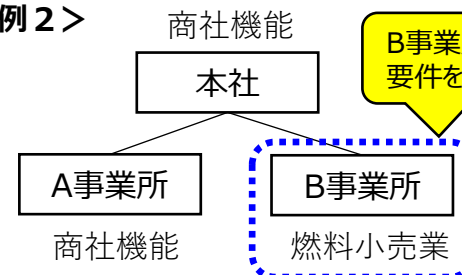
<考え方>

<例1>



副業が24業種に該当
⇒A社は業種の要件を満たす

<例2>

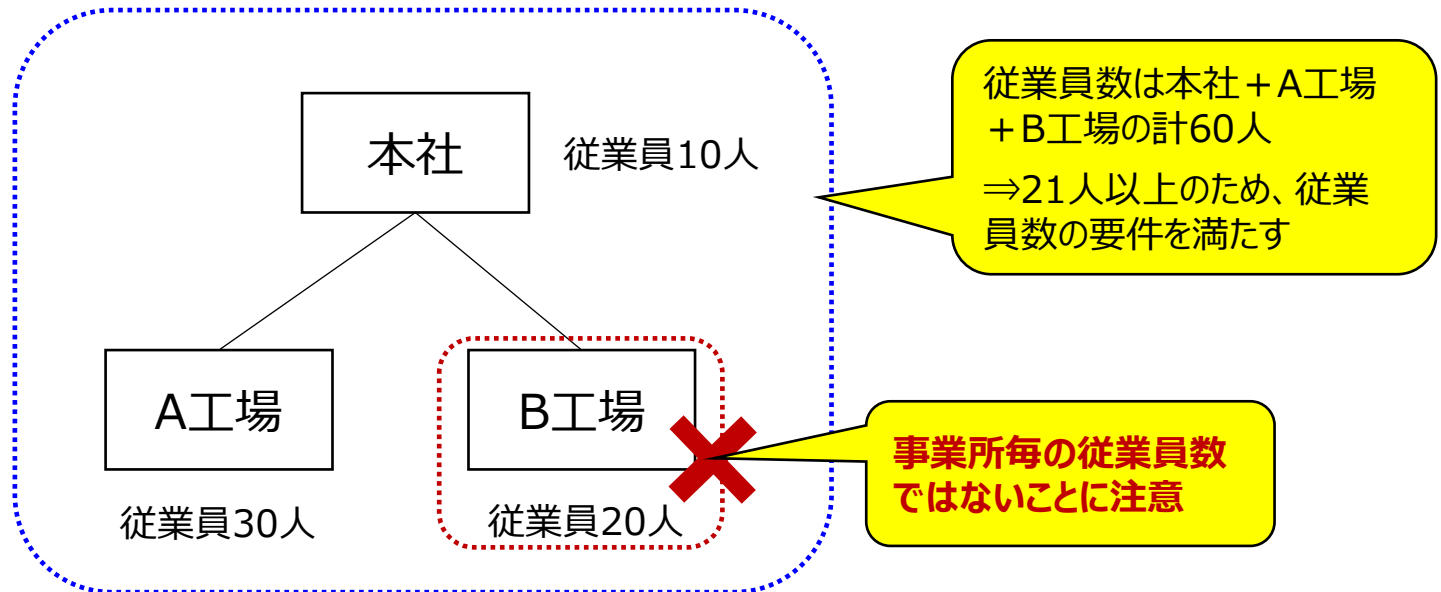


B事業所は業種の要件を満たす

PRTR届出要件②（従業員数）

- 従業員数は、本社及び全国の支社、出張所等を含めた全事業所の従業員数の合算値
- 雇用期限が定められていなければ、嘱託職員やパート従業員等も常時雇用する従業員に該当

<考え方>



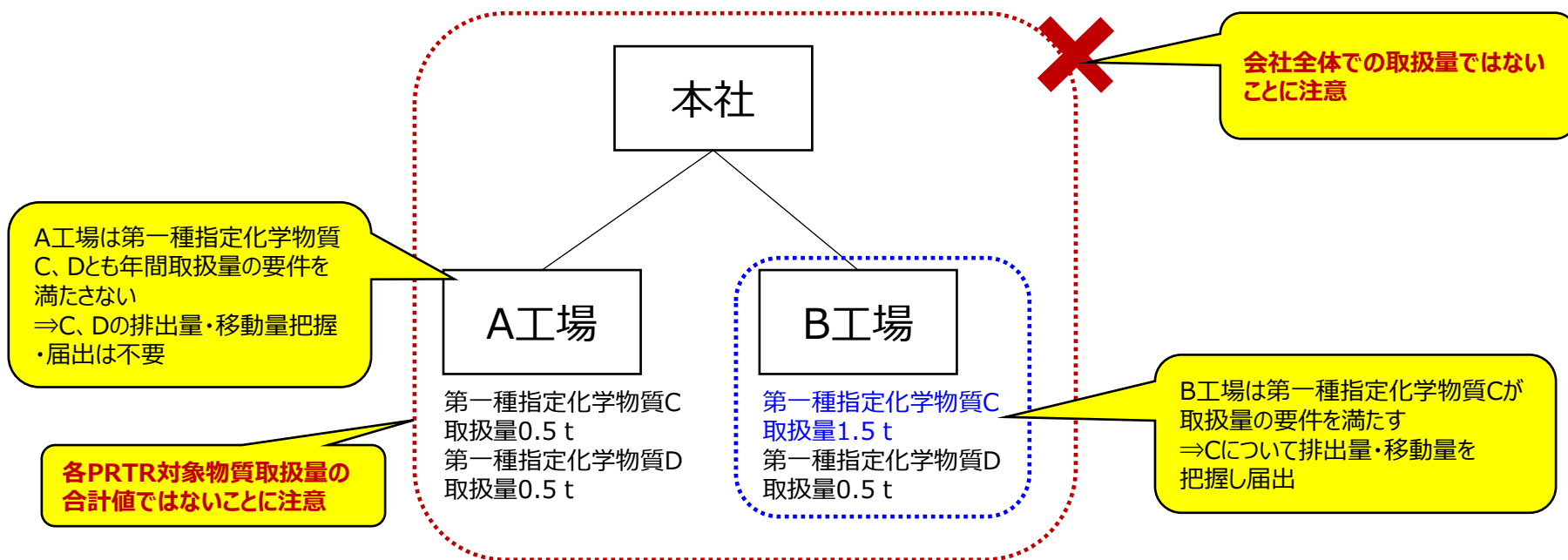
※従業員数の考え方については、PRTR排出量等算出マニュアルⅡ-9pもご覧ください

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/r5_haishutsu_sanshutsu_manual/2-1.pdf

PRTR届出要件③ (PRTR対象物質年間取扱量等-1)

- 年間取扱量は、PRTR対象物質毎の年間製造量と年間使用量の合計値
 - ※第一種指定化学物質：1 t 以上
 - 特定第一種指定化学物質：0.5 t 以上
- 年間取扱量は事業所毎に把握し、届出要件を満たす事業所がPRTR排出量・移動量を届出

<考え方>

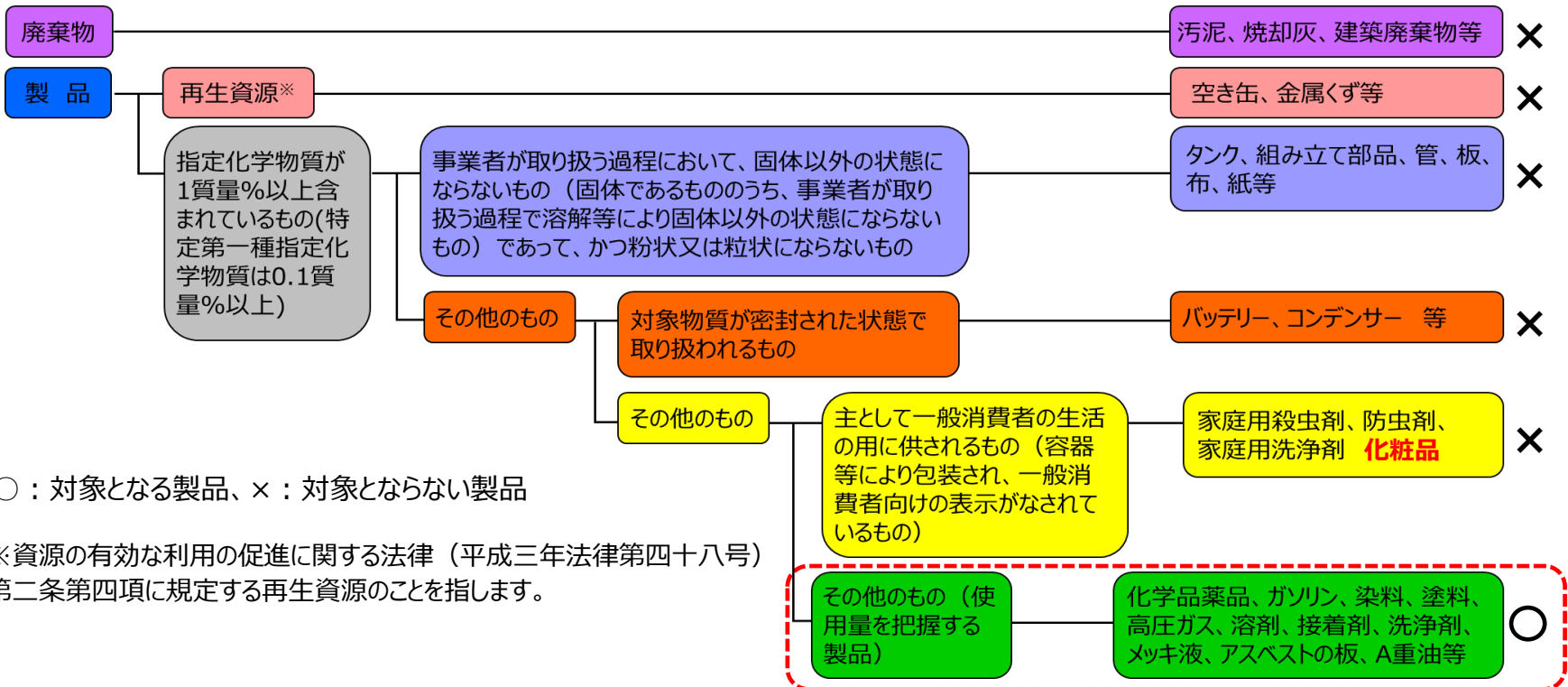


※業種・従業員数とも届出要件を満たすとする

取扱量の把握が必要な製品

- **PRTR対象物質を含み**（第一種指定化学物質 1 質量%以上又は特定第一種指定化学物質0.1質量%以上）、**以下のいずれにも該当しない製品は、含有するPRTR対象物質の取扱量を把握することが必要。**

- 事業者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品
- 指定化学物質が密封された状態で取り扱われる製品
- 主として一般消費者の生活用の製品
- 再生資源



○：対象となる製品、×：対象とならない製品

※資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源のことを指します。

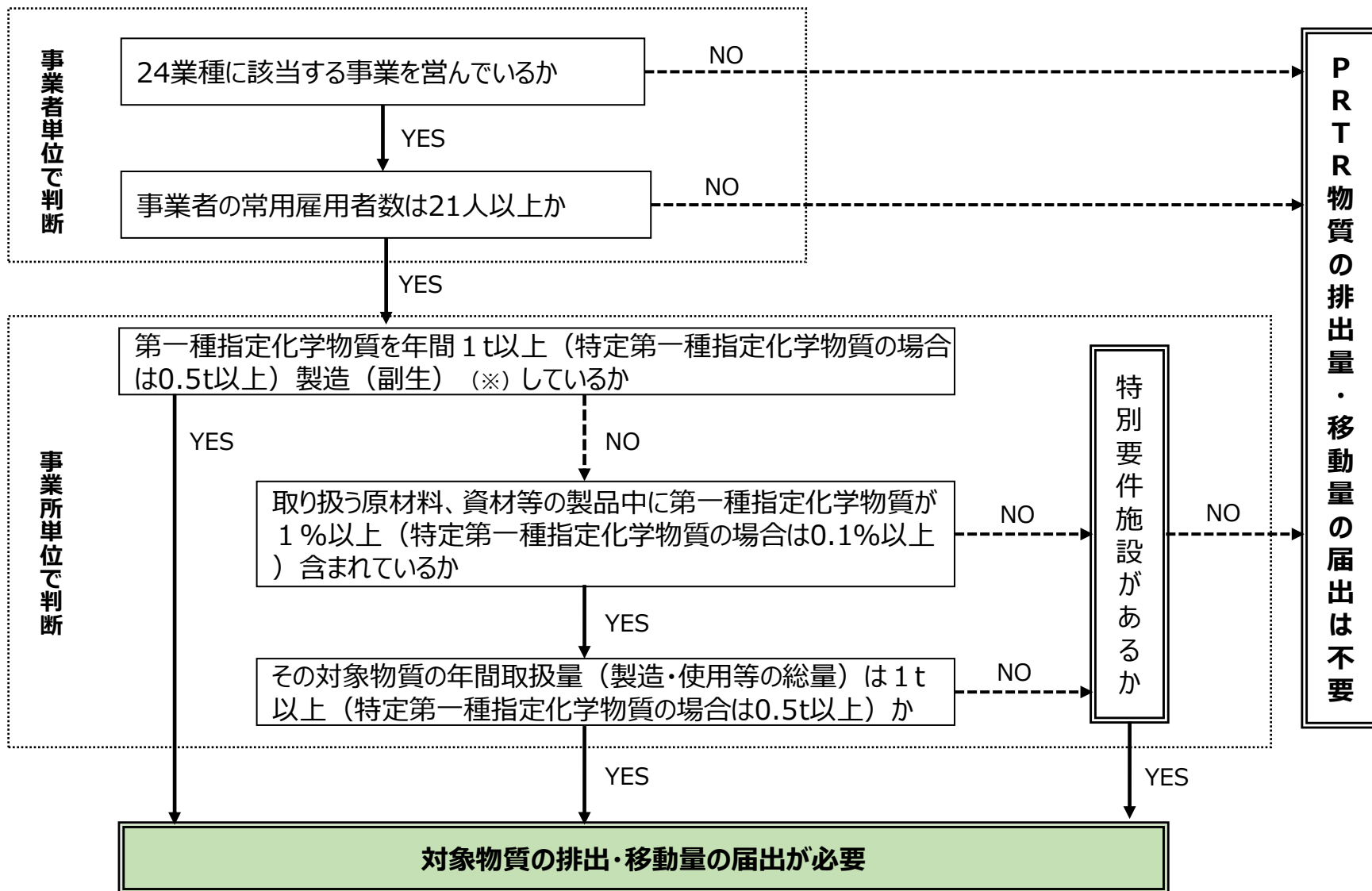
PRTR届出要件③（PRTR対象物質年間取扱量等-2）

- 特別要件施設を有する事業所は、PRTR対象物質の取扱量にかかわらずPRTR届出要件に該当。
- 特別要件施設とは、次の4施設。
 - 鉱山保安法により規定される特定施設(金属鉱業、原油・天然ガス鉱業に属する事業を営む者が有するものに限る。)
 - 下水道終末処理施設(下水道業に属する事業を営む者が有するものに限る。)
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規定される一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設(ごみ処分業及び産業廃棄物処分業に属する事業を営む者が有するものに限る。)
 - ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設



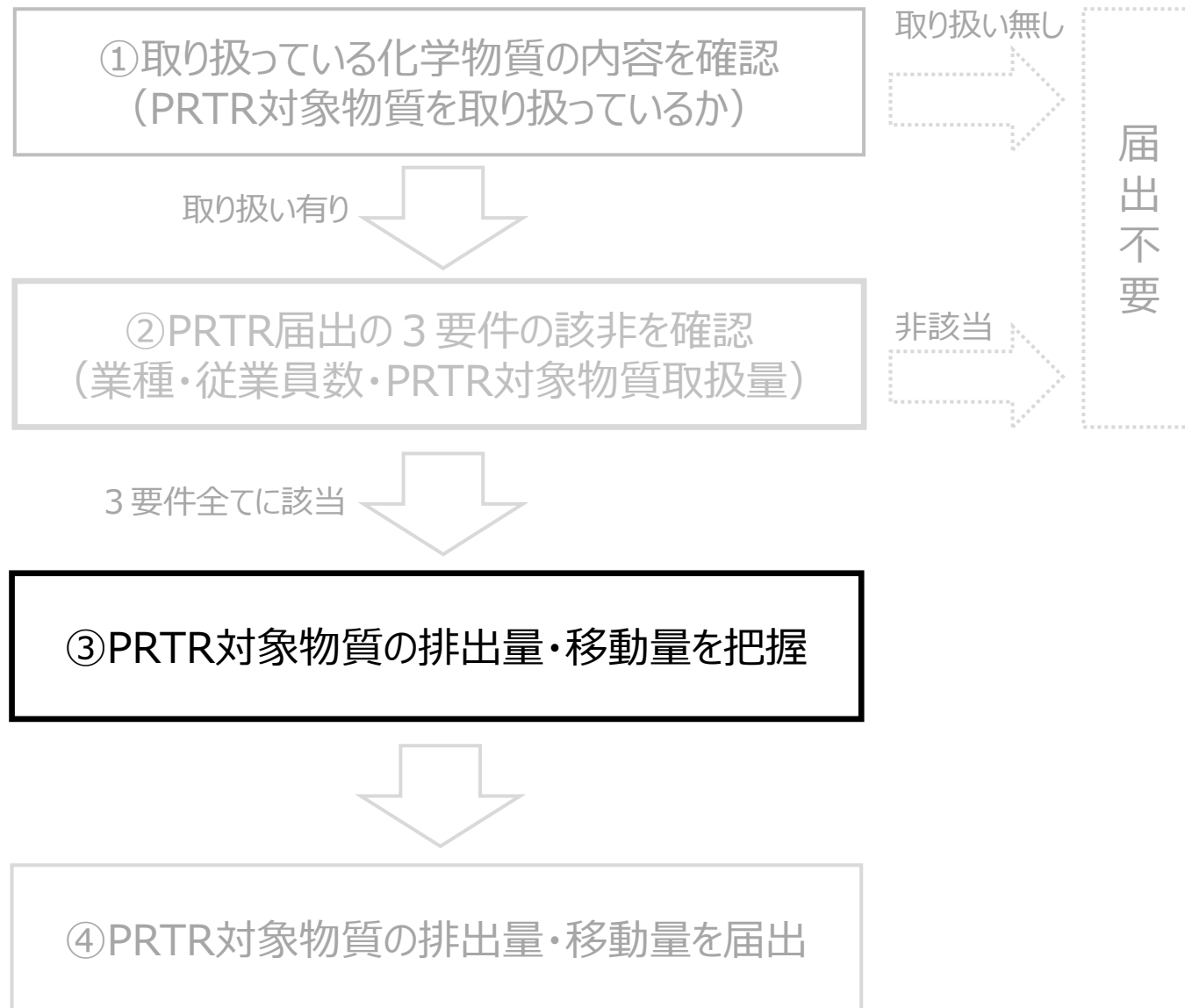
ダイオキシン類対策特別措置法により規定される特定施設については、事業者が届出要件の**24業種**に該当していれば、PRTR対象物質の取扱量にかかわらず届出要件に該当

PRTR対象事業者の判定方法



※PRTR対象物質の副生（非意図的製造）もPRTR対象物質の製造となります。

PRTR届出に向けた手順③（排出量・移動量の把握）



排出量・移動量とは

- PRTR対象物質の排出量とは、事業活動に伴い大気等の環境中に排出されるPRTR対象物質の量。
- PRTR対象物質の移動量とは、事業活動に伴い発生する廃棄物に含まれて事業所外へ移動するPRTR対象物質の量。
- 排出量・移動量は、排出先・移動先の区分毎に把握。
例：トルエン（大気中への排出10kg）、キシレン（事業所の外への移動120kg）

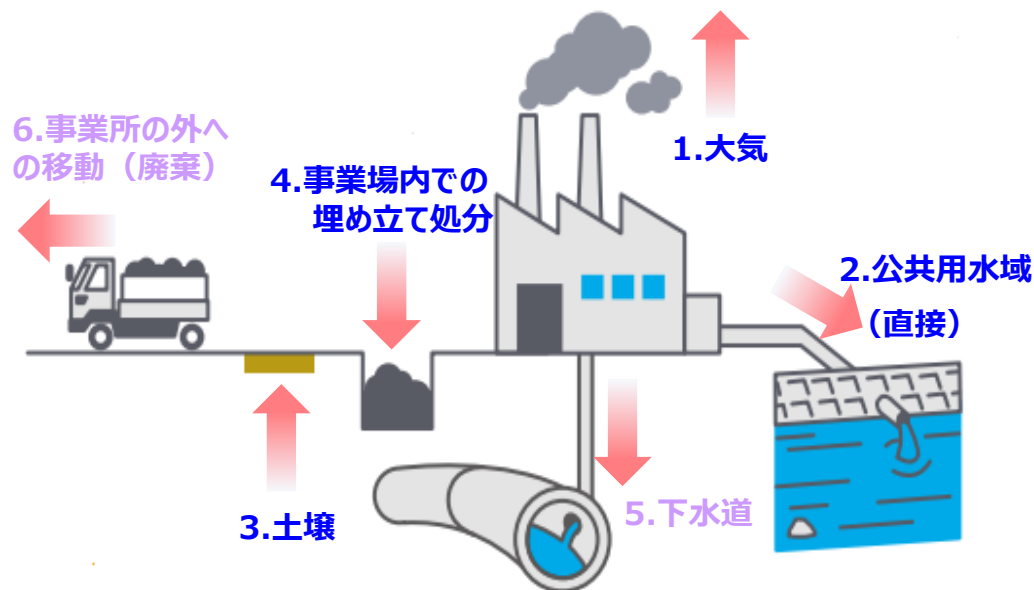
<把握する排出量・移動量の区分>

排出量

- 1.大気への排出
- 2.公共用水域への排出
- 3.当該事業所における土壌への排出
- 4.当該事業所における埋立処分

移動量

- 5.下水道への移動
- 6.当該事業所の外への移動
(5によるものを除く)



排出量・移動量の算出方法

- 化学物質の取り扱い実態等に応じて、以下の5つの方法から選択。

1. 物質収支を用いる方法：事業所に入ってきた量と出ていった量の差を求める

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{年間取扱量} - \text{製造品としての搬出量} - \text{他の排出量・移動量}$$

2. 実測値を用いる方法（排ガス等の濃度を実測し、その数値に排ガス量等に乗じる）

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{排ガス、排水 または 廃棄物中の対象物質濃度} \times \text{年間の排ガス量、排水量 または 廃棄物量}$$

3. 排出係数を用いる方法※（取扱量に排出係数に乗じる）

$$\text{排出量 または 移動量} = \text{排出係数} \times \text{年間取扱量}$$

4. 物性値を用いる方法（排ガス等に物性値（蒸気圧、溶解度など）に乗じる）

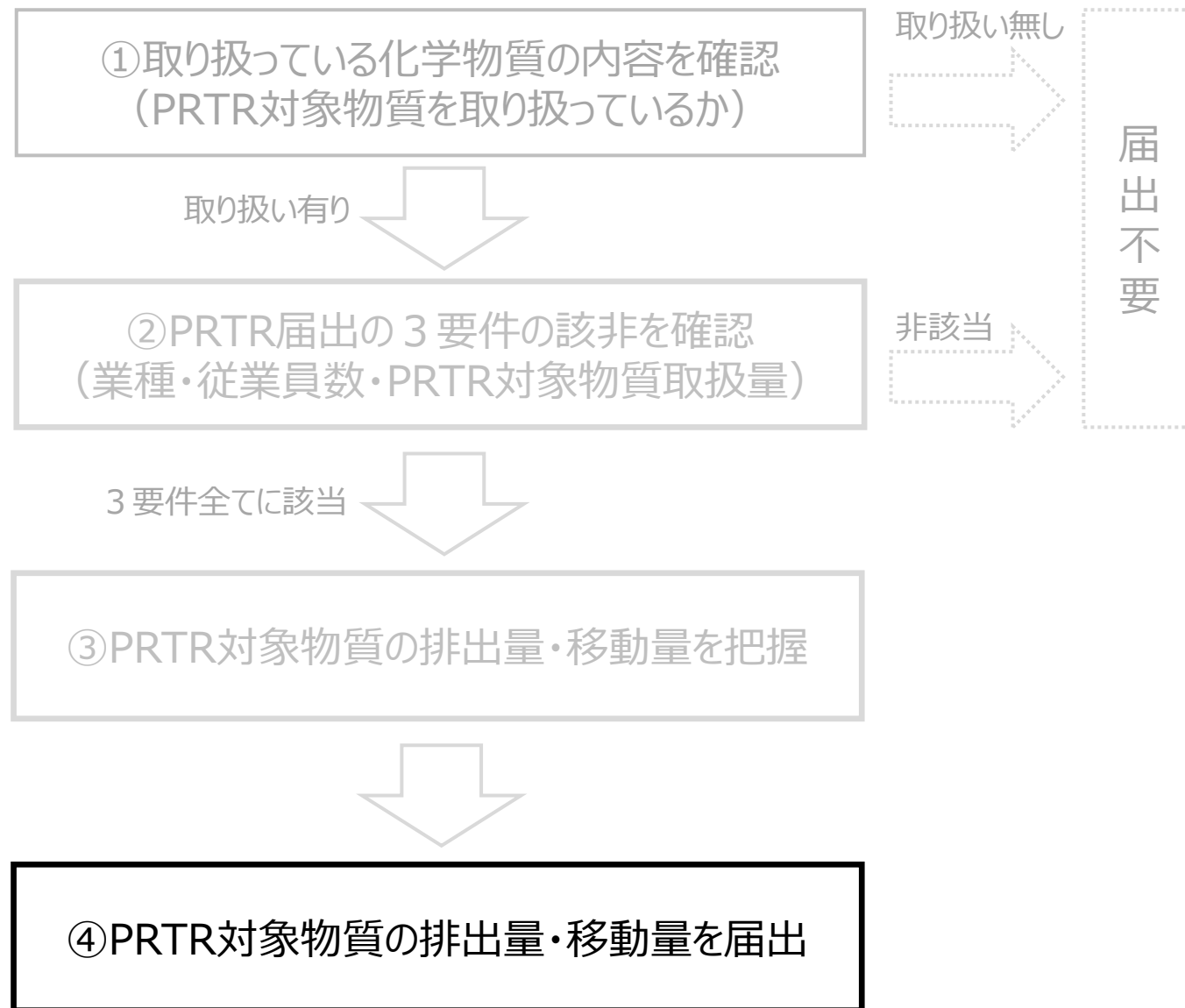
$$\text{排出量 または 移動量} = \text{物性値を用いた計算による排ガス、排水 または 廃棄物中の対象物質濃度} \times \text{年間の排ガス量、排水量 または 廃棄物量}$$

5. その他の確に算出できると認められる方法


※：「PRTR排出量等算出マニュアル」（経済産業省・環境省）にて、計算方法及び排出係数を掲載。
また、業界が設定した排出係数等があり、事業者が適宜選択することとなる。
（経済産業省URL）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmunyuaru_r5.html

PRTR届出に向けた手順④（排出量・移動量の届出）



排出量・移動量の届出

- 把握したPRTR対象物質の排出量・移動量は、**PRTR対象物質毎に排出先・移動先の区分毎に分けて届出。**
- 届出先窓口は、排出量・移動量を把握した**事業所設置場所の都道府県。**
- 届出方法は次の3方式があるが、**電子届出が簡単・便利。**
 - **電子届出(インターネットによるオンラインの届出)**  **おすすめ！**
 - 書面による届出（受付窓口まで持参又は郵送）
 - 磁気ディスクによる届出（受付窓口まで持参又は郵送）

※届出方法については、経済産業省HPのPRTR制度 届出方法もご覧ください
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html

届出事項-1

事業所ごとの届出事項

- 事業者の名称
- 事業所の名称
- 事業所の所在地
- 事業所において常時使用される
従業員の数
- 事業所において行われている
事業が属する業種



令和6（2024）年度届出から追加

法人番号の追加

保有されている場合は記載をお願いします！

メールアドレスの追加

電子届出では、自動に入力されます。

様式第1（第5条関係）

第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

年 月 日

主務大臣（都道府県知事）殿

届出者 (ふりがな) 住 所 〒
(ふりがな) 氏 名
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、第一種指定化学物質の排出量及び移動量について、次のとおり届け出ます。

事業所	事業者の名称 <small>(ふりがな)</small>		
	法人番号		
	前回の届出における名称		
	事業所の名称 <small>(ふりがな)</small>		
	前回の届出における名称		
	事業所の所在地 <small>(ふりがな)</small>	〒 ー ー	都道府県 市区町村
事業所において常時使用される従業員の数			人
事業所において行われる事業が属する業種	主たる事業	業 種 名	業種コード
	従たる事業		
第一種指定化学物質の排出量及び移動量		別紙番号1～ のとおり	
本届出が法第6条第1項の請求に係るものであることの有無（該当するものに○をすること）		1. 有 2. 無	
担当者 <small>(問い合わせ先)</small>	部 署		
	氏 名 <small>(ふりがな)</small>		
	電話番号		
	電子メールアドレス		
※受理日	年 月 日	※整理番号	

届出事項-2



令和6（2024）年度届出から変更

管理番号の導入

電子届出では、届出システム届出項目に反映され、円滑に対応可能（継続物質は自動入力）。

第一種指定化学物質ごとの届出事項

（化学物質の情報）

- 第一種指定化学物質の名称
- 第一種指定化学物質の**管理番号**

（排出量）

- 大気への排出
- 公共水域への排出
- 当該事業所における土壌への排出（当該事業所における埋立処分を除く。）
- 当該事業所における埋立処分

（移動量）

- 下水道への移動
- 当該事業所の外への移動（下水道への移動を除く。）

排出量・移動量は有効数値2桁で記載
ダイオキシン類以外で1kg以下の場合
は小数点第2位以下を四捨五入。

別紙番号												
第一種指定化学物質の名称並びに排出量及び移動量												
第一種指定化学物質の名称												
第一種指定化学物質の管理番号												
		単位 kg mg-TEQ (ダイオキシン類の場合)										
排出量	イ 大気への排出											
	ロ 公共用水域への排出											排出先の河川、湖沼、海域等の名称 []
	ハ 当該事業所における土壌への排出（ニ以外）											
	ニ 当該事業所における埋立処分											埋立処分を行う場所 (該当するものに○をすること) 1. 安定型 2. 管理型 3. 遮断型 移動先の下水道終末処理施設の名称 []
移動量	イ 下水道への移動											
	ロ 当該事業所の外への移動（イ以外）											
当該第一種指定化学物質を含む廃棄物の処理方法又は種類		廃棄物の処理方法（該当するものに○をすること（複数選択可）） 01 脱水・乾燥 04 中和 07 その他 02 焼却・熔融 05 破砕・圧縮 03 油水分離 06 最終処分										
		廃棄物の種類（該当するものに○をすること（複数選択可）） 01 燃え殻 10 動植物性残さ 02 汚泥 11 動物系固形不要物 03 廃油 12 ゴムくず 04 廃酸 13 金属くず 05 廃アルカリ 14 ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず 06 廃プラスチック類 15 鋸さい 07 紙くず 16 がれき類 08 木くず 17 ばいじん 09 繊維くず 18 その他										
※整理番号												

電子届出のメリット

- 電子届出には様々なメリットがあります。

○電子届出メリット

- 過去の届出も管理可能
- 次年度に入力の手間が省けます
- 記載ミスが削減できます（役所とのやりとりが少なくなる。システム上で可能。）
- 届出不要の連絡も可能
- 社内の紙決裁への対応として様式での印刷も可能
- **電子届出のみ届出期間が延長（7月31日まで可能）**

※2022年度～2024年度の3年間限定

○おすすめポイント

- **クライアント証明書のインストールが不要**（2022年度届出から）
- 政令改正により変わる第1種指定化学物質の管理番号への修正が自動で行われます
- パスワードを忘れても再設定が可能
- 紙届出だった別の届出先の都道府県等への追加も、すでにユーザIDを持っている場合は、PRTR届出システムから使用届出の申請が可能 ※2023年度～

NITE（製品評価技術基盤機構）HP

PRTR電子届出方法はこちらから↓

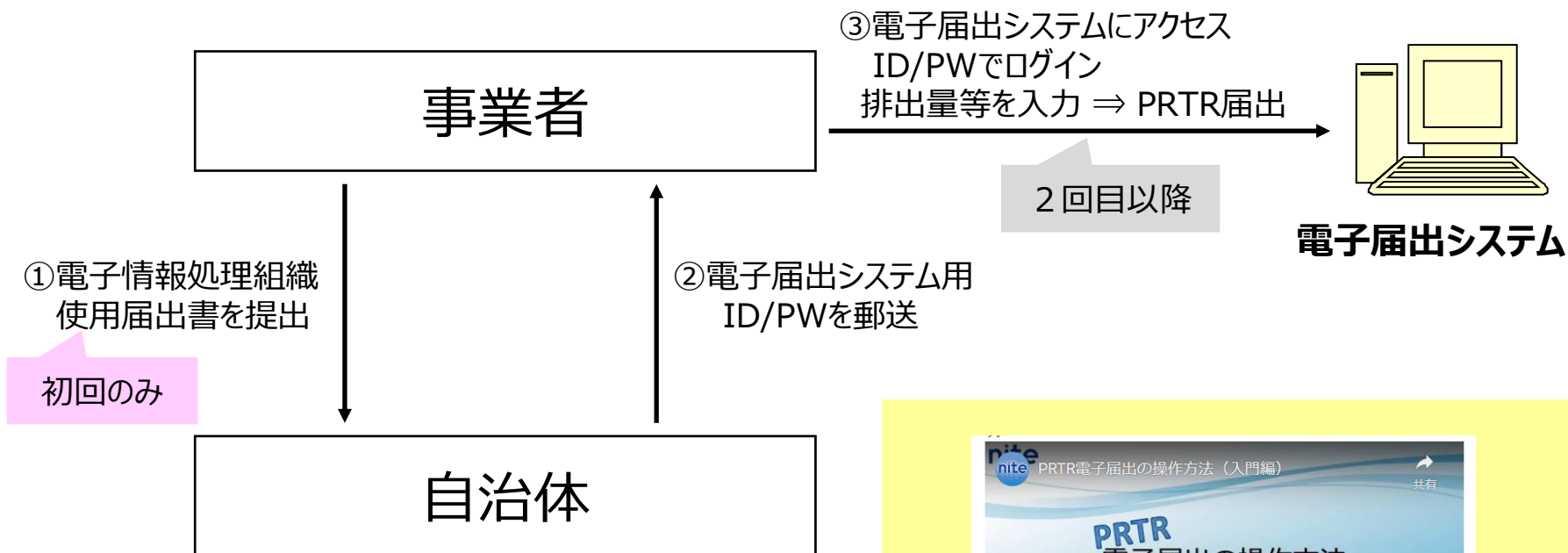
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

電子届出が簡単にわかる動画解説（入門編、実践編、解決編）を配信中！

説明動画プレイリスト：<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

電子届出の方法

- 電子届出では、電子届出システムに排出量・移動量を入力。
- 初めて利用する場合は下記①～③。2回目以降は③のみ。



電子情報処理組織使用届出書様式はこちら（届出様式等の様式第4）
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/5.html
#yoshiki



PRTR電子届出を初めて利用する方向けに、上記①～③
までの手順を動画で確認できるようになっています。
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

事業者の皆さんへのお願い


- PRTR届出は、電子届出の利用をお願いします

まずはNITEのHPをご覧ください。<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/itdtp.html>

PRTR制度 電子届出が初めての方へ

電子届出を始めるために必要な手続、届出方法についてのページです。

PRTR届出システムへのログインページは[こちら](#)

PRTR届出システムで電子届出を提出する際の操作方法を[動画](#) にて公開しております。

意外と簡単！

PRTR届出システムを快適にご利用いただくため、様々なサポートをご提供しています。

【電子届出関連FAQ】

電子届出に関するよくある質問をこちらでまとめております。

https://www.nite.go.jp/chem/prtr/faq_i.html

【チャットボット（AI質問回答システム）】

いつでも質問と回答確認が可能なチャットボットもあります

<https://nite-chem-c.ai-q.biz/o-tY2u7pLvHY1G6mbgi6/contact/top>

※電子でお届け頂く場合、PRTR届出システムの画面からお使い頂けます。

【動画解説】

NITE「PRTR制度 電子届出が初めての方へ」のページからでもアクセスすることができます

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLWxWKUOj3xAKkv8NXDjxRL7yII0IG5jZS>

【デモ画面】

デモ画面でPRTR届出システムの操作を体験していただくことができます。

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/demo/prtr2/demo/a/com00011.html>

【PRTR電子化支援窓口】

上記の動画やチャットボットでは分からない点がある場合、メールまたは電話でお問い合わせください。

E-mail : prtr_td@nite.go.jp TEL : 03-5465-1683

3. PRTR届出を確実に 行うために

PRTR届出に向けた体制

- PRTR届出を確実に行うためには、取り扱っているPRTR対象物質の把握や届出に向けた**社内体制を作ることが重要**。
- 社内体制作りのポイントは、主に次の5つ。
 - ① PRTR対象物質の把握や届出に向けた**業務担当者を決める**。
 - ② PRTR届出に向けた業務スケジュールを作り、関係者と共有する。
 - ③ PRTR届出に向けた**業務の進捗状況を担当者の上司等が確認する**。
 - ④ PRTR届出要件の該非や排出量・移動量の計算結果等については、**複数人で確認する**（担当者と上司等）。
 - ⑤ 経済産業省の化管法のHP等で、定期的にPRTR制度の内容や対象物質を確認し、情報を関係者に共有する。

社内体制作りのポイント①（業務担当者）

- PRTR届出に必要な各業務を確実にを行うため、PRTR届出業務について担当者及び担当業務の内容を決める。
- PRTR届出業務担当者は、他の担当業務を兼務しても良い。また、PRTR届出担当者を本社に配置し、各事業所のPRTR届出業務を本社で一括して行うことも可能。
- PRTR届出業務担当者が交代する際には、後任者に確実にPRTR届出業務を引き継ぐこと。



PRTR届出業務について、誰が、どのような業務を担当するのかを社内則等で明確にすることが重要です（責任の明確化）。

<例>

- PRTR届出に係る総務課長の担当業務
 - ・PRTR届出業務スケジュールの作成
 - ・PRTR対象物質の取扱量、排出量・移動量の把握
 -
- PRTR届出に係る総務部長の担当業務
 - ・PRTR届出内容の最終確認
 - ・PRTR届出の承認
 -

社内体制作りのポイント②③（スケジュール共有・進捗確認）

- 作成したスケジュールと各業務の進捗状況をPRTR届出業務の関係者と共有することは、多忙時の届出業務失念防止に有効。
- PRTR届出業務担当者の上司等は、定期的にPRTR届出業務の進捗を確認。



PRTR届出業務の進捗については、**PRTR届出が完了するまで、定期的に確認することが重要です。**

<例>

- 総務課長は、毎年4月1日にPRTR届出業務のスケジュールを作成し、社内イントラに掲載。
- PRTR届出業務の進捗状況を週1回、上司に報告。



社内体制作りのポイント④（複数人で確認）

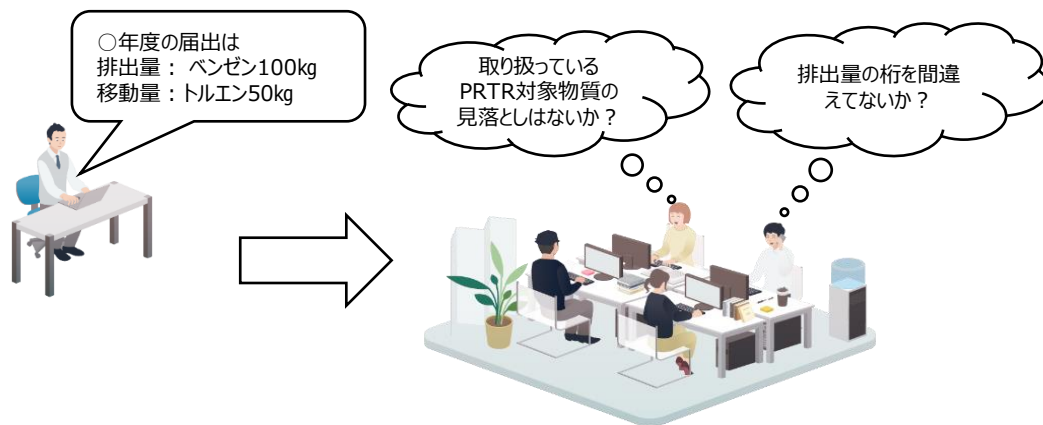
- PRTR届出要件の該非や排出量・移動量の計算結果等については、**複数人で確認**することが、該非の判断ミスや計算間違い等の防止に有効。
- 確認が適切に行われるように、届出要件確認のチェックリストや、自社で取り扱っているPRTR対象物質のリスト、PRTR排出量・移動量算出方法等をまとめたマニュアルを作成しておくが良い。



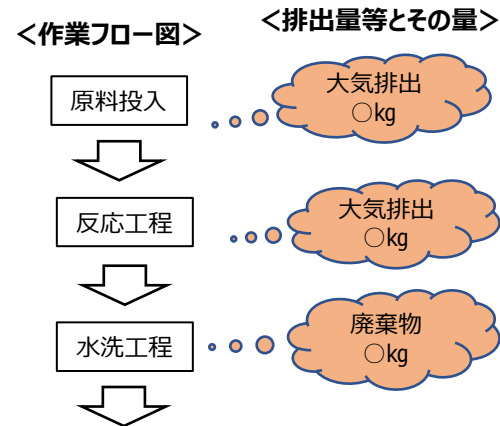
確認は、PRTR制度や排出量・移動量の算出方法等について知識を持つ者が行うことが重要です。

<例>

- 総務課長がとりまとめたPRTR届出内容を総務課で再確認。



※排出量・移動量を作業フロー図に書き込みながら把握すると計算漏れ等のミスが減らせます。



社内体制作りのポイント⑤（PRTR制度の確認・情報共有）

- PRTR制度や対象物質、その他の関連する情報は、経済産業省のHP閲覧や外部のセミナーへの参加等で把握可能。
- 関係者の理解促進のため、PRTR制度に関する社内勉強会等を定期的に行う。

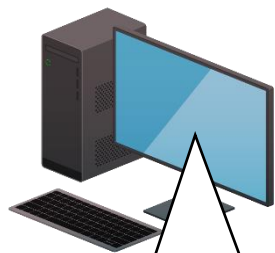


定期的実施することが重要です。

<例>

- 毎年4月、10月に経済産業省のHPを確認。
年1回、経済産業省主催のセミナーに参加。

- 毎年4月にPRTR制度に関する社内勉強会を開催。

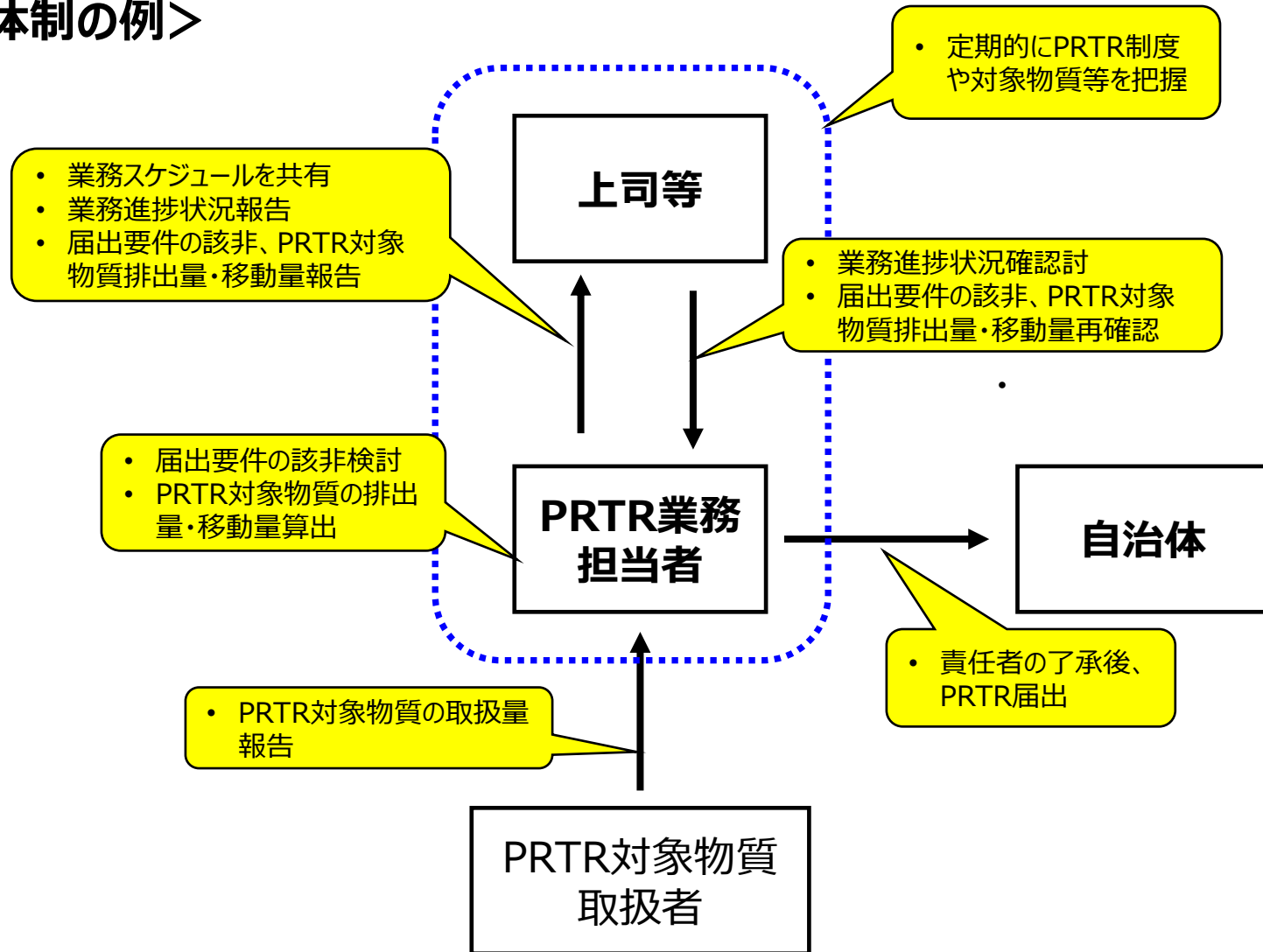


経済産業省 PRTR制度
https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html



PRTR届出に向けた体制のイメージ

<体制の例>



まとめ

- PRTR届出は、**化管法で定められた事業者の義務**。
- 化学物質を取り扱う事業者は、取り扱っている化学物質が化管法のPRTR対象物質でないか、届出要件を満たしていないかを確認することが必要。
- 排出量・移動量は、PRTR対象物質の取り扱い実態等に応じて最適な方法で算出。
- PRTR届出期間は毎年4月1日～6月30日（※）。
※ただし、6月30日が土日の場合は、次の月曜日まで
- PRTR届出を確実に行うためには、PRTR届出に向けた社内の体制を作ることが重要。

PRTR制度に関する問い合わせ先

- PRTR制度について

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/index.html

- Q & Aについて

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html

関連するQ&Aがない場合は、以下の問い合わせフォームから、お問い合わせください。

https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase

- 化管法の法令集やその他の情報については、化管法のページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html